

令和2年度 第1回 大阪市行政不服審査会 会議録

1 日 時 令和2年6月11日（木曜日） 午後4時15分～午後5時15分

2 場 所 Microsoft Teamsによるウェブ会議

3 出席者（委員）

秋山利元委員、井上武史委員、海道俊明委員、北川豊委員、
榎原和穂委員（会長）、櫻井多美委員、常谷麻子委員、永井秀人委員（会長代理）、
野村宏子委員、畠田健治委員、平松亜矢子委員、吉岡奈美委員
(事務局)
総務局：宮本行政部長、久米行政不服審査担当課長、白子担当係長
財政局：中村税務不服審査担当課長、坂本担当係長

4 議題

- (1) 委員の紹介
- (2) 部会の構成
- (3) 部会長の互選及び部会長代理の指名
- (4) その他（報告事項）

5 会議内容

○白子担当係長

お待たせしました。それでは、初めさせていただきます。

大阪市行政不服審査会事務局の総務局行政部行政課の白子です。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の審査会運営について、説明させていただきます。大阪市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」が改正され、6月8日に施行されたため、本審査会については、同指針に基づき、運営させていただきます。同指針において、審議会をウェブ会議の方法で行う場合には、視聴場所を設けて、市民等に視聴してもらう旨、定められています。それを受け、本審査会は、本映像及び音声について、市民等が視聴できるよう本庁P1会議室を視聴場所としております。

視聴中の遵守事項については、「危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。」等であり、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為を防ぐ趣旨です。なお、「写真撮影、録画及び録音」については、他の視聴者の視聴の妨げとなることはなく、また、会議の進行に影響を及ぼすこともないことから、禁止はされていません。また、本審査会の記録を作成及び公開する必要上、事務局にて録音及びTeams画面の録画をさせていただきます。当該録音・録画データについては、情報公開請求の対象となりますので、その点ご了承いただければと思います。

それでは、まず、本人確認と映像及び音声に問題がないかの確認をさせていただきます。委員の皆様のお名前をお呼びさせていただきますので、マイクをオンにして、お返事いただければと思います。

（秋山委員との呼びかけに対し秋山委員返答）

（井上委員との呼びかけに対し井上委員返答）

（海道委員との呼びかけに対し海道委員返答）

(北川委員との呼びかけに対し反応なし)
(榎原委員との呼びかけに対し榎原委員返答)
(櫻井委員との呼びかけに対し櫻井委員返答)
(常谷委員との呼びかけに対し常谷委員返答)
(永井委員との呼びかけに対し永井委員返答)
(野村委員との呼びかけに対し野村委員返答)
(畠田委員との呼びかけに対し畠田委員返答)
(平松委員との呼びかけに対し平松委員返答)
(吉岡委員との呼びかけに対し反応なし)
(再度北川委員に呼びかけ、音声については確認し、画面については表示がなかったため、自己紹介の際に確認することとする)

吉岡先生と北川先生を除き、ご本人であることを確認させていただき、映像及び音声に問題がないことを確認できましたので、進めさせていただきます。

○榎原会長

委員の皆様ご協力ありがとうございました。本人確認については、事務局に確認いただいたとおりで、映像と音声に問題がないことも確認できましたので、大阪市行政不服審査会を始めさせていただきます。
大阪市行政不服審査会会長の榎原と申します。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。
出席者は 12 名であり、審査会の定足数である「半数以上」を充たしていますので、ただ今から令和 2 年度 第 1 回 行政不服審査会を開催いたします。

まず、本日の議事次第等について、事務局より説明してもらいます。

○白子担当係長

(北川委員との呼びかけに対し北川委員返答があり画面についても確認)

議事次第の説明に移らせていただく前に、進行方法及びお願いについて述べさせていただきます。
委員の皆様におかれましては、今後誰が話しているのかを明確にするため、発言されない間は画面上のマイクボタンを「オフ」にしていただき、発言がある場合は手のひらマークの挙手ボタンを押してください、会長等に指名されてから発言していただきますようお願いします。

説明用の資料につきましては、Teams の共有機能を使い、画面に映し出す形で進めさせていただきたいたいと思います。なお、本日の資料一式については、委員の皆様には事前にメール送付を、ご視聴いただいている市民等の皆様には机上に配付させていただいておりますので、それぞれご確認いただければと思います。

それでは、議事次第を表示しますので、画面をご覧ください。

(「議事次第」を表示)

まず、事務局より「1 委員の紹介」をさせていただき、その後、「2 部会の構成」について決議いただきたいと思います。

部会の構成が決まりましたら、「3 部会長の互選及び部会長代理の指名」として、部会ごとに部会

長をお決めいただき、選出されました部会長は、部会長代理をご指名いただければと思います。

最後に、「4 その他（報告事項）」として、事務局より本審査会が設置された平成 28 年 5 月から令和 2 年 4 月までの大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数及び認容答申の概要についてご説明させていただきます。

（「議事次第」を非表示）

それでは、会長お願いします。

（1）委員の紹介

○榊原会長

それでは、議事次第に沿って進めていきたいと存じます。今回新たに 7 名の委員をお迎えすることになりましたので、事務局の方から、委員及び事務局の紹介をしていただきます。

○白子担当係長

それでは、私の方から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

資料 1 「出席者名簿」に沿ってお名前を披露させていただきますので、私が名前を読み上げさせていただいたら、マイクをオンにして一言いただければと思います。

秋山（あきやま） 委員お願いします。

（秋山委員の自己紹介）

井上（いのうえ） 委員お願いします。

（井上委員の自己紹介）

海道（かいどう） 委員お願いします。

（海道委員の自己紹介）

北川（きたがわ） 委員お願いします。

（北川委員の自己紹介）

櫻井（さくらい） 委員お願いします。

（櫻井委員の自己紹介）

常谷（つねや） 委員お願いします。

（常谷委員の自己紹介）

永井（ながい） 委員お願いします。

（永井委員の自己紹介）

野村（のむら） 委員お願いします。

（野村委員の自己紹介）

畠田（はたけだ） 委員お願いします。

（畠田委員の自己紹介）

平松（ひらまつ） 委員お願いします。

（平松委員の自己紹介）

吉岡（よしおか） 委員につきましては、こちらの音声は聞こえているとのことですですが、マイクの調子が悪いようですので、自己紹介はまたの機会とさせていただきます。吉岡委員ご了承願います。

皆様ありがとうございました。

次に事務局の職員を紹介させていただきます。

まず、総務局から紹介いたします。

行政部長の宮本（みやもと）です。よろしくお願ひいたします。

行政部行政不服審査担当課長の久米（くめ）です。よろしくお願ひいたします。

あと、別室で視聴対応を行っているため、自己紹介は省略させていただきますが、行政部行政課の伊藤（いとう）が総務局として担当させていただきます。

次に、財政局職員を紹介させていただきます。

税務部税務不服審査担当課長の中村（なかむら）です。

税務部管理課担当係長の坂本（さかもと）です。

事務局職員は以上です。

今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、榎原会長お願ひします。

(2) 部会の構成

○榎原会長

それでは、次に、「部会の構成」について、審議したいと存じます。

大阪市行政不服審査法施行条例第9条第1項の規定により、「審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、法第81条第1項に規定する事項を処理させることができる」とされています。

そこで、体制案について、私よりご提案させていただきます。事務局の方は画面への表示をお願いします。

（「資料2 大阪市行政不服審査会の体制案」を表示）

スクロールさせていただきますので、順次ご確認いただければと思います。

今回、従前からの委員の所属部会はそのままで、新規に委員となられた方につきましては、先ほどの表の黄色で塗らせていただいたとおりご所属いただく案をお示しさせていただきます。

ご質問等、ございますでしょうか。

なお、ご質問等ある方は、挙手ボタンを押していただいて挙手をお願いします。

（質問等なし）

○榎原会長

それでは、「2 部会の構成」について、決議させていただきます。賛成の方は、挙手ボタンにて挙手の方お願いします。

（9名について挙手ボタンで確認、野村委員と櫻井委員について会話により確認）

○榎原会長

ありがとうございます。過半数の賛成を確認できましたので、挙手ボタンの取下げをお願いします。

それでは、当審査会は、今後、今回ご決議いただいた体制で調査審議を進めてまいりたいと思います。

(3) 部会長の互選及び部会長代理の指名

○榎原会長

それでは、次に、部会ごとに大阪市行政不服審査法施行条例第9条第2項に基づき、部会長を互選していただければと思います。また、部会長が選出されれば、同条第4項に基づき、部会長は、部会長代理の指名をお願いします。本議題につきましては、事務局の方に進行をお願いしたいと思います。

○白子担当係長

それでは、私の方で、進行させていただきます。

総務第1部会の井上委員、北川委員、常谷委員からお願いしたいと思います。

なお、発言の際には、マイクをオンにしてお願いします。

○北川委員

総務第1部会の部会長は、井上武史委員が適任だと思います。

○常谷委員

異存ありません。よろしくお願ひいたします。

○井上委員

それでは、たいへん恐縮ではありますが、私が部会長を務めさせていただきます。部会長代理は、北川委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○北川委員

お受けいたします。

○白子担当係長

それでは、総務第2部会に移りたいと思います。

海道委員、榎原委員、畠田委員お願いします。

○畠田委員

総務第2部会の部会長は、榎原委員が適任だと思います。よろしくお願ひいたします。

○海道委員

私も同意見です。

○榎原委員

それでは、たいへん恐縮でございますが、私が部会長を務めさせていただきます。部会長代理の方は、畠田委員にお願いしたいと思います。

○畠田委員

お受けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○白子担当係長

それでは、税務第1部会に移りたいと思います。

秋山委員、平松委員、吉岡委員お願いします。

○白子担当係長

吉岡委員に電話で確認したところ、税務第1部会の部会長は、秋山委員が適任と思うことです。

○平松委員

私も同意見です。

○秋山委員

それでは、誠に恐縮ですが、私が部会長を務めさせていただきます。部会長代理は、吉岡委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○白子担当係長

吉岡委員に電話で確認したところ、お受けいただけるとのことです。

○白子担当係長

それでは、税務第2部会に移りたいと思います。

櫻井委員、永井委員、野村委員お願いします。

○野村委員

税務第2部会の部会長は、永井委員が適任だと思います。

○櫻井委員

私も同意見です。よろしくお願ひします。

○永井委員

それでは、僭越ながら私が部会長を務めさせていただきます。部会長代理は、野村委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○野村委員

謹んでお受けいたします。

○白子担当係長

皆様ありがとうございました。

それでは、以上で、4部会とも決定しました。部会長、部会長代理の皆様よろしくお願ひいたします。

榊原会長お願ひします。

(4) 報告事項

○榊原会長

最後に、大阪市行政不服審査会の調査審議状況及び認容答申の概要につきまして、事務局より報告させていただきます。

○白子担当係長

それでは、事務局からご報告させていただきます。

画面をご覧ください。

(「資料3 大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数」を表示)

まず、大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数についてご説明させていただきます。平成28年度5月の審査会発足以降、この4月末までの4年間で、総務部会が33件の諮問に対し31件の答申、取下げ2件、税務部会が42件の諮問に対し40件の答申、取下げ2件で、審査会全体では、計75件の諮問に対し71件の答申、取下げ4件です。なお、現在、係属となっている案件はありません。

諮問件数の年度ごとの傾向としては、平成28年度は9件、平成29年度は27件、平成30年度は23件、令和元年度は16件です。なお、平成28年度の件数が少ないのは、改正行政不服審査法の施行が平成28年であり、同改正により、行政不服審査会への諮問が導入され、平成28年度以降になされた処分から、同法が適用されることとなったためです。つまり、一番早くて、平成28年4月1日になされた処分に対する審査請求が対象であり、諮問に至るまでに通常3か月から半年程度を要することから、必然的に少なくなる次第です。それを除けば、平成29年度から漸減傾向といえます。

なお、大阪市行政不服審査会に諮問されない事件も含めて、大阪市長に対する審査請求の件数につい

ては、平成 28 年度 157 件、平成 29 年度 124 件、平成 30 年度 251 件になります。諮問件数と連動していないのは、大阪市行政不服審査会に諮問されない審査請求も多く、その代表例である情報公開請求や個人情報開示請求に係る審査請求については、年度により大きなばらつきがあり、また、それらは、それぞれ、情報公開審査会、個人情報保護審議会に諮問されるためです。

次に、認容答申の概要についてご説明させていただきます。

(「資料 4 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要」を表示)

前述のとおり、これまでのところ、71 件の答申をお出しいただいているところですが、そのうち 9 件の認容あるいは一部認容答申について、今後のご審議の参考に、概要についてこの場を借りて共有させていただきます。なお、その他の答申及び詳細につきましては、大阪市 HP 及び行政不服審査裁決・答申データベースに掲載しておりますので、そちらをご参照いただければと思います。当該大阪市 HP 等をご確認いただけますと明らかのように、認容案件については、表に記載の者とは別に、平成 28 年度答申第 2 号がございます。詳細は省かせていただきますが、当案件については、資料 4 の表欄外の注にもありますとおり、答申は認容でしたが裁決では棄却となり、その後裁判で棄却が確定しているため、省略させていただきます。

それでは、まず、私の方から、総務部会案件について説明させていただきます。なお、資料 2 に記載がありますが、総務部会では、市税関係以外の諮問案件を審査し、税務部会では、市税関係の諮問案件を審査しています。総務部会案件は、具体的には、番号 1、3、4、6、7、8 になり、いずれも生活保護法第 78 条に係る案件になります。まず、前提として、生活保護法について簡単に説明させていただいた後、個別の案件の答申理由について、概要を説明させていただきます。なお、生活保護法のうち、第 78 条のみが対象となっているのは、保護の決定・廃止や生活保護法第 63 条に基づく返還決定については、大阪府知事に審査請求がなされるためです。

まず、簡単に生活保護法について説明させていただくと、生活保護を受給されている方については、原則として、毎月収入について申告する必要があり、申告された収入に応じて、保護費が支給される仕組みとなっています。そして、仮に、収入の申告がなかった場合には、当該の月については、本来支給すべき額より多くの保護費を支給することになり、その分を返還してもらう必要があります。

返還に係る条文は、生活保護法第 63 条と第 78 条があり、生活保護法第 63 条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされており、生活保護法第 78 条では、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」とされています。

ここで、簡単に両者の違いを述べさせていただくと、第 63 条については、やむを得ない理由で収入を申告できなかった場合や、過失により申告しなかった場合に適用され、第 78 条については、不正の意思をもって申告しなかった場合に適用されることになります。

以上を前提に、それぞれの事件について説明させていただきます。

番号 1 については、審理員意見書では、「棄却」とされ、答申では、「一部認容、一部棄却」とされました。それでは、答申の理由について説明させていただきます。本件では、審査請求人が申告していな

かった家賃の二重払いに伴う返還金について、「収入認定すべき収入」に該当するかが問題となりましたが、当該入金によって審査請求人の活用可能な資産が増加したとは認められないことから、「収入認定すべき収入」に該当しないとされました。なお、その他の給与収入等については、該当性が認められ、また、「不当に受給しようとする意思」が認められたことから、一部認容とされました。

次に、番号3については、審理員意見書では、「棄却」とされ、答申では、「認容」とされました。それでは、答申の理由について説明させていただきます。本件では、審査請求人が妹に貸与した金銭の返還金について収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となりましたが、審査請求人には精神障がいがあり申告義務を理解していなかった可能性が認められ、また、発覚の経過からも特段隠す意図は認められなかつたことから、申告しなかつたことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされました。

次に、番号4については、審理員意見書では、「棄却」とされ、答申では、「一部認容、一部棄却」とされました。なお、審査請求日が2段となっているのは、2件の処分に対する2件の審査請求が、併合されたためです。それでは、答申の理由について説明させていただきます。本件では、転居に伴う敷金の返還金について、審査請求人は収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となりましたが、敷金は一般的に収入と認識しがたいこと、審査請求人が処分庁に転居の手続きについて尋ねた際、処分庁も収入申告について触れなかつたこと、また、そもそも、処分庁は当該収入があり得ることについて転居報告があった際に把握していたことから、申告しなかつたことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとされました。なお、本件では、上記のほかに、パソコンを売却して得た代価も問題となりましたが、そちらについては、不正の意思が認められたため、一部認容とされました。

次に、番号6については、審理員意見書では、「棄却」とされ、答申では、「認容」とされました。それでは、答申の理由について説明させていただきます。本件では、年金額の再計算に伴う年金の遡及分等について、審査請求人は収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となりましたが、審査請求人は高齢で眼の疾病を有しており、そもそも遡及分等が振り込まれるとの事前の認識がなかつた可能性があること、また、実際に振り込まれた後も、審査請求人は通帳の管理を娘に委ねていたことから、振り込みについて気付いていなかつた可能性があること、また、その他本件事情から隠す意図は認められないことから、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされました。

次に、番号7については、審理員意見書では、「棄却」とされ、答申では、「一部認容、一部棄却」とされました。それでは、答申の理由について説明させていただきます。本件では、競馬及び競艇における「収入」について、どのように計算するかが問題となりました。ギャンブル収入の計算方法については、法令や通達等で規定されておらず、一定の裁量が認められるが、本件では、処分庁が考える計算方法が事前に被保護者に周知されておらず、そうであれば、申告しなかつたことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされました。なお、給与収入については、「不正に受給しようとする意思」が認められたことから、一部認容とされました。

次に、番号8については、審理員意見書では、「棄却」とされ、答申では、「認容」とされました。それでは、答申の理由について説明させていただきます。本件では、借入金や保険料の還付金について収入申告を行わなかつたことが、「不実の申請その他不正の手段」に該当するかが問題となりました。本

件の審査請求人には既往歴があるにも関わらず、処分庁は申告義務について通り一遍の説明しかしなかつたため、当該収入の申告義務について審査請求人が理解していたとは認められず、収入を申告しなかつたことが、「不実の申請その他不正な手段」ととはいえないとして、認容とされました。

総務部会の案件は、以上です。なお、いずれの事件についても、裁決の結論は、答申の結論と同じになっています。

それでは、次に、財政局の坂本より、税務部会案件について、説明させていただきます。

○坂本担当係長

それでは、税務部会の案件について説明させていただきます。

まず、番号2の「第二次納税義務者に対する告知処分及び差押処分に関する件」についてでございます。審理員意見書では「棄却」とされ、答申では「認容」とされました。答申の理由としては、地方税法第11条の8において、滞納者の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、法定納期限の1年前の日以後に滞納者が無償等の譲渡や債務の免除等を行ったことに基因すると認められるときは、それらにより権利を取得等した者は受けた利益が現に存する限度において第二次納税義務を負うこととされています。本件では、第二次納税義務者に対する告知処分において主たる納税者に係る徴収不足が主たる納税者から第二次納税義務者への贈与に基因するかどうかが問題となりましたが、各根抵当権の極度額を基準として判断すると、各根抵当権の被担保債権額の合計で既に贈与不動産の価額を大きく上回ることから、主たる納税者から第二次納税義務者への贈与がなければ滞納税について徴収不足が生じなかつたとの事実は認められず、当該贈与と徴収不足との間には、基因性が認められないものと解されるから、本件各処分はその全部が取り消されるべきであるとし認容とされました。

次に、番号5の「固定資産税・都市計画税賦課決定処分に関する件」については、審理員意見書では、「一部認容、一部棄却」とされ、答申も同旨でした。本件では、共同住宅、駐車場及び3階建て建物が存する土地のうち、駐車場の敷地の用に供されている土地及び3階建て建物の敷地の用に供されている土地についても住宅敷地の一部と認定したうえで、住宅用地の特例の適用ができるか否かが問題となりましたが、前者については共同住宅に隣接するものの、審査請求人が営む貸し駐車場としても利用されていること、共同住宅の居住者等以外が大半を利用していること等から否定、後者については建物2階部分について賦課期日前に個人と賃貸借契約が締結されており、賦課期日現在特定の者が継続して居住の用に供していたか、又は現に居住していなかったとしても構造上住宅であり、かつ、居住以外の用に供されるものではないと解されることから、住宅と認めるのが相当であるため、居住割合により一部住宅用地の特例の適用が可能という結論となつたことから、税額を再計算の上、一部認容とされました。

最後に、番号9の「領置金差押処分及び作業報奨金差押処分並びに年金差押処分に関する件」については、審理員意見書では、「一部却下、一部棄却」とされ、答申では、「一部却下、一部認容、一部棄却」とされました。本件では、作業報奨金に対する支払請求権が差押財産となり得るかが問題となりました。作業報奨金は、釈放の際、はじめて受刑者の具体的な権利（作業報奨金支払請求権）として発生する法的性質を有するものであるため、釈放前の段階では、作業報奨金の支給を受ける権利というものを観念する余地はなく、その譲渡、担保提供、差押えも観念し得ないと解されます。したがって、作業報奨金の支払請求権については、釈放前の差押処分時においては未だ発生しておらず存在しないものであるため、作業報奨金の差押処分については、認容とされました。

なお、税務部会の事件におきましても、裁決の結論は答申と同じとなっております。税務部会の案件は以上です。

○白子担当係長

事務局からの報告は以上です。なお、個別の事件の詳細につきまして、ご質問等ございましたら、後日、部会が開催される際にご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、榎原会長お願いします。

○榎原会長

それでは、これをもちまして、令和2年度 第1回 大阪市行政不服審査会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

○白子担当係長

ありがとうございます。審査会は以上になりますので、会議終了ボタンをこちらの方で押させていただきます。皆様ありがとうございました。

6 会議資料

資料1 出席者名簿

資料2 大阪市行政不服審査会の体制案

資料3 大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数

資料4 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要